

令和4年度

多賀城市の環境

多賀城市都市産業部環境施設課

目 次

第1章 本市の環境

1	騒音・振動	1
2	悪臭	3
3	地盤沈下	4
4	大気汚染	6
5	水質汚濁	7
6	公害苦情	9
7	廃棄物	10

第2章 環境基本計画の体系に基づく取組み

1	環境基本計画の概要	14
2	各取組みの指標	14

※本書は多賀城市が実施している環境に関するものを掲載しています。宮城県が実施している環境に関する数値等については「宮城県環境白書」もしくは宮城県ホームページをご覧ください。

第1章 本市の環境

1 騒音・振動

(1) 概要

騒音とは、わたしたちが生活する上で好ましくない音をいい、また、振動とは、人為的に建物を振動させ、物的被害や日常生活に悪影響を及ぼすことをいいます。

近年では、バイクや車の空ぶかしなどの交通系騒音や一時的な建設作業等に係る騒音・振動に対する相談が寄せられています。

騒音・振動に関する相談件数

(単位：件)

	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
騒音	8	11	7	14	27	18
振動	1	0	2	1	0	3

(2) 現状

ア 環境騒音調査

環境騒音とは、観測しようとする場所におけるすべてを含めた騒音をいい、環境基本法に「生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持されることが望ましい基準」として「騒音に係る環境基準」が定められています。

環境騒音は平成17年度まで毎年調査していましたが、大きな変動がないことから、平成18年度から隔年で測定することとしました。

イ 自動車交通騒音調査

測定は、毎年実施し、令和4年度の測定地点は12地点で、自動車交通騒音の環境基準値を上まわる地点は昼間で5地点、夜間で3地点ありました。ここ数年ほぼ同じ地点で環境基準値を上まわっていますが、いずれの地点においても要請限度内となっています。

※環境基準： 人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として定められたものです。

※要請限度： 自動車騒音または道路交通振動が要請限度を超えることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、騒音については都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執ることを要請することができます。

また、振動については都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を、

道路管理者または関係行政機関の長に対し交通振動防止のための措置を執ることを要請することができます。

等価騒音レベルが環境基準を満たしている地点の割合

(単位：%)

	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
環境騒音	87.5	—	87.5	—	97.5	—
自動車交通騒音	62.5	62.5	58.3	66.7	75.0	70.8

※等価騒音レベル：不規則かつ大幅に騒音レベルが変動している場合に、測定時間内の騒音レベルのエネルギーを時間平均したもの

2 悪臭

(1) 概要

悪臭とは、いやな「におい」、不快な「におい」の総称です。一般的には、嗅覚を通じて気分が悪くなったり、頭痛、食欲減退などを起こさせるなどの原因となる程度の臭いをいいます。

悪臭に関する相談件数

(単位：件)

	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
廃棄物処理業	—	—	—	—	—	—
製造業	1	—	1	2	2	1
農業	—	—	—	—	—	1
家庭生活	—	—	3	2	3	—
サービス業	1	1	—	—	—	1
不明	—	—	—	3	3	8
その他	2	—	—	2	2	2
合計	4	1	4	9	10	13

(2) 現状

悪臭の発生源としては、事業者などからの悪臭及び野焼きなど焼却関係を原因とする悪臭苦情など日常生活とは切り離せないものを含め多種多様です。該当者に対しては、大気環境改善に向けて指導しています。

3. 地盤沈下

(1) 概要

地盤沈下とは、自然的・人為的な要因により、地表面が広い範囲にわたって徐々に沈んでいく現象をいいます。

地盤沈下には、他の公害とは異なったいくつかの特徴があります。

- ・進行緩慢で確認しにくいこと。
- ・いったん沈下すると復元が難しいこと。
- ・沈下の原因から防止対策まで「水問題」と深い関わりがあること。

地盤沈下の被害として考えられるのは、建物等の抜け上がり、水路等の排水不良、ガス管・水道管・下水道管等の地下埋設物の破損等があります。

(2) 現状

ア 水準測量

国・宮城県及び5市1町（仙台市、塩竈市、多賀城市、名取市、岩沼市、利府町）が共同で仙台平野地盤沈下の調査を昭和49年から実施しています。これまでの測量結果によると、大部分の地域で沈下量の減少及び沈静化が見られ、直ちに地盤沈下による被害が生じる恐れはないとのことから、国土地理院の測量に合わせ、平成18年度以降は隔年で、平成24年度以降は3年毎に測量することになりました。平成23年の東日本大震災の影響では市内全域での地盤沈下が見られました。

前回測量時からの地盤沈下量

(単位：mm)

地点箇所	平成 20年度	平成 22年度	平成 24年度	平成 27年度	平成 30年度	令和 3年度
八幡一丁目	-9	0	-257	32	23	10
八幡二丁目	-8	1	-256	-	25	14
伝上山一丁目	-10	-3	-291	32	25	9
大代一丁目	-7	1	-268	43	31	18
栄四丁目	-8	2	-296	43	30	16
栄二丁目	-7	2	-265	-	28	16
桜木三丁目	-7	1	-272	42	29	15
中央二丁目	-6	-2	-245	36	27	14
高橋四丁目	-9	-1	-254	28	20	6

(単位: mm)

地点箇所	平成 20 年度	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 27 年度	平成 30 年度	令和 3 年度
南宮字毛上	-7	-1	-248	28	20	4
新田字袋	-7	-1	-248	26	10	-5
高橋一丁目	-7	-1	-256	28	18	3
新田字西後	-8	-2	-259	-	18	3
新田字新後	-6	-1	-238	26	18	3
南宮字町	-6	-1	-249	27	20	3
南宮字色の地	-6	-1	-234	26	18	3
留ヶ谷三丁目	-9	-3	-268	35	26	8
山王字北寿福寺	-5	-2	-225	27	20	5
浮島字宮前	※-29	-18	-272	32	22	7
八幡字六貫田	-7	0	-259	35	22	10
浮島字高平	-10	-5	-259	29	20	6
山王字山王四区	-7	-1	-254	27	19	4
新田字中	-7	-2	-253	26	17	2

※浮島字宮前地点の異常値については、主要地方道泉塩釜線（都市計画道路玉川岩切線）の道路工事に伴う水準点移設のためと考えられます。

イ 地下水等の常時観測

地盤沈下と地下水の変動は深い関係にあるため、市内2箇所（南宮地盤沈下常時観測所、新田地盤沈下常時観測所）において地下水位の常時観測を実施していましたが、南宮地盤沈下常時観測所は東日本大震災以後正確な測定ができなくなったことから、また、新田地盤沈下常時観測所は災害公営住宅敷地となったことから、平成25年12月及び平成26年1月に廃止しました。

前回測量時からの地下水位の変動量

(単位: mm)

地点箇所	平成 20 年度	平成 22 年度	平成 24 年度	備 考
南宮字庚申	-6	-2	-254	H25.12 廃止
新田字中	-7	-2	-253	H26.1 廃止

4 大気汚染

(1) 概要

大気汚染とは、人間の経済・社会活動に伴う化石燃料の燃焼や化学工業品製造工程などから排出される汚染物質及び火山の爆発などの自然現象に伴って排出される汚染物質による大気の汚染のことをいいます。

代表的な汚染物質としては、二酸化硫黄などの硫黄酸化物、二酸化窒素などの窒素酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質やダイオキシン類があります。

「大気汚染に係る環境基準」には、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、微小粒子状物質の汚染物質が定められています。

(2) 現状

ア 常時観測調査

大気の汚染の状況を常時監視するため、宮城県により山王地区公民館敷地内に一般環境大気測定局（多賀城第2大気汚染測定局、昭和48年度設置）が設置され、常時、汚染物質等の測定を実施していましたが、県内の測定局配置見直しのため平成21年度から測定を休止し、その後、平成25年11月に廃止されました。

PM2.5の粒子は非常に小さいため、健康被害が懸念されており、宮城県では24時間体制で監視を実施しています。

イ 酸性雨調査

酸性雨とは、一般的にpH（水素イオン濃度）が5.6以下の降雨をいいます。宮城県では酸性雨の状況を把握するため、県内1箇所（涌谷町）で調査を実施しています。

ウ 酸性雪調査

酸性雪とは、化石燃料（石炭・石油）の燃焼から生じる大気中の硫黄酸化物や窒素酸化物などが取り込まれて、pH（水素イオン濃度）が5.6以下となった酸性の強い雪のことをいいます。

酸性雪の状況を把握するため、年1回県内各市が一斉に降雪を採取し、調査を実施しています。

降雪の水素イオン濃度

（単位：pH）

	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
多賀城市	6.6	5.8	5.6	6.6	6.8	6.8
宮城県平均値	5.2	4.6	6.1	4.9	5.0	5.6

5 水質汚濁

(1) 概要

水質汚濁とは、人間の生活様式の変化や産業の発達により、有機物や有害物質が河川、湖沼、海洋等に排出され、水質が汚濁することをいいます。

水質汚濁に係る環境基準には、環境基本法に基づき「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」が定められています。

(2) 現状

ア 公共用水域の水質測定調査

本市の公共用水域の水質の状況を把握するため、宮城県において砂押川、加瀬沼、貞山運河の水質調査を実施している他、市独自に砂押川の水質調査を毎年（12回/年）行っています。

公共用水域の水質（宮城県類型指定C（測定箇所市川橋）多賀城市測定）

項目	基準値	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
水素イオン濃度 pH (pH)	6.5 以上 8.5 以下	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.7
溶 存 酸 素 DO(mg/L)	5mg/L 以上	10.7	11.2	11.2	10.4	10.2	9.5
生物化学的酸素 要求量 BOD(mg/L)	5mg/L 以下	2.3	1.5	1.5	1.8	1.7	1.7
浮 遊 物 質 量 SS(mg/L)	50mg/L 以下	8.2	11.8	11.8	15.7	20.8	13.4

イ 地下水水質測定調査

宮城県では、地下水水質調査をローリング方式により実施しています。

ウ 水生生物調査

長期的な水質汚濁の状況を把握するため、砂押川に生息する水生生物の調査を小学校に働きかけ実施していました。東日本大震災以降休止していましたが、平成 29 年度から水生生物調査を再開しました。

エ ダイオキシン類調査

宮城県では、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、平成 12 年度からダイオキシン類の常時観測を行っています。

6 公害苦情

市へ寄せられる苦情は、徐々に減少していましたが、令和2年度以降、増加しています。

近年は、工場や事業場を発生源とする産業型の公害苦情よりも家庭生活を発生源とする都市・生活型の苦情が増加しています。

空き地や隣家の樹木・雑草繁茂に対する苦情が多数を占めており、管理者や地権者に対し繰り返し適正な管理を求めています。

公害苦情件数

(単位：件)

	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
大気汚染	9	3	1	4	1	6
水質汚濁	—	1	—	—	—	1
悪臭	4	1	4	9	10	13
騒音	8	11	7	14	27	18
振動	1	—	2	1	—	3
地盤沈下	—	—	—	—	—	—
その他	78	74	77	106	118	86
合計	100	90	91	134	156	127

7 廃棄物

本市における生活系ごみ（市内各ごみ集積所に排出された一般廃棄物）や事業系ごみ（事業者等から排出された事業系一般廃棄物）は、宮城東部衛生処理組合に搬入し処理を行っています。

(1) ごみ搬入量実績

令和4年度の合計量は前年度と比べ、生活系ごみ、事業系ごみともに減少しています。

（単位：t）

		平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
可燃物	生活系	11,724	11,565	11,536	12,049	11,918	11,662
	事業系	6,200	6,188	5,987	5,633	5,435	5,408
	合計	17,924	17,753	17,523	17,682	17,353	17,070
不燃物	生活系	779	865	913	887	797	714
	事業系	112	97	70	81	101	52
	合計	891	962	983	968	898	766
プラスチック 製容器包装	生活系	498	491	470	501	546	537
	事業系	0	0	0	0	0	0
	合計	498	491	470	501	546	537
資源物	生活系	1,744	1,660	1,517	1,631	1,699	1,659
	事業系	0	0	0	0	0	0
	合計	1,744	1,660	1,517	1,631	1,699	1,659
埋立	生活系	47	54	41	56	39	67
	事業系	4	3	3	1	0	10
	合計	51	57	44	57	39	77
合計	生活系	14,792	14,635	14,477	15,124	14,999	14,639
	事業系	6,316	6,288	6,060	5,715	5,536	5,470
	合計	21,108	20,923	20,537	20,839	20,535	20,109

(2) ごみ処理に要した経費

令和4年度のごみの収集から処理までに要した経費は前年度と比べ、微増しています。

（単位：円）

	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
ごみ処理費	454,562,172	454,450,623	490,131,763	520,108,539	487,161,093	489,683,916

(単位：円)

		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
ごみ処理費のうち生活系ごみ処理費		358,977,570	360,611,028	386,347,699	418,193,724	395,748,615	396,087,423
生活系ごみ処理費	年間1世帯あたり	13,526	13,416	14,192	15,224	14,292	14,101
	年間1人あたり	5,774	5,794	6,207	6,728	6,394	6,382
	年間1トンあたり	24,270	24,642	26,687	27,651	26,385	27,057
	1世帯1日あたり	37.06	36.76	38.88	41.71	39.16	38.63
	1人1日あたり	15.82	15.87	17.01	18.43	17.52	17.48

(3) 再資源化

搬入された資源物は、手選別処理工程を経て再資源化しています。

再資源化される資源物の中では、特に新聞紙等の紙類、プラスチック製容器包装が大部分を占めています。

令和4年度の再資源化合計量は前年度と比べ、同程度で推移しています。

(単位：t)

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
紙類	708	656	618	684	682	716
アルミ缶	101	100	99	107	108	104
スチール缶	77	74	69	72	69	64
リターナブルびん	18	17	12	10	9	11
カレット	319	283	272	248	253	241
ペットボトル	144	146	148	158	168	164
プラスチック製 容器包装	419	410	396	437	459	455
その他	419	465	373	416	497	441

合計	2,242	2,151	1,987	2,132	2,245	2,196
----	-------	-------	-------	-------	-------	-------

※ペットボトル・紙パック：平成10年度から収集開始

※プラスチック製容器包装：平成16年1月から収集開始

※その他：粗大ごみ等から取り出した金属製のリサイクル可能物

(4) し尿・浄化槽汚泥収集量

公共下水道の普及とともに、し尿の収集量は減少しています。

(単位：kg)

	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
し尿	791,390	699,440	698,480	871,070	677,650	596,810
浄化槽汚泥	222,580	259,440	276,850	210,770	261,940	266,390

(5) 生ごみ処理容器設置補助推進事業

(単位：件)

	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度
屋外型	3	7	1	4	2
屋内型	0	0	0	0	0
電気式	2	9	8	9	11

※本補助事業は令和3年度をもって中止しています。

(6) 多賀城市資源回収連絡協議会回収実績

市内26団体が多賀城市資源回収連絡協議会として資源物回収を実施しています。

令和4年度の回収量は前年度と比べ、減少しています。

(単位：kg)

	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
加入団体数(単位：団体)	38	38	34	33	28	26
紙類	365,397	319,715	288,097	196,967	164,768	148,386
古布	2,908	2,805	2,902	1,915	1,662	1,274

アルミ缶	7,125	5,796	3,870	2,568	1,672	1,570
びん類	2,946	2,299	1,376	863	770	650
空ケース	34	4	—	—	—	—
合計	378,410	330,619	296,245	202,313	168,872	151,880

第2章 環境基本計画の体系に基づく取組み

1 環境基本計画の概要

多賀城市環境基本計画は、多賀城市環境基本条例の基本理念に基づき、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、未来の世代へより良い環境を引き継いでいくために策定する本市環境行政の最上位計画です。

2 各取組みの指標

(1) 「環境保全行動」が自然と実践されるまち

評価指標	基準値	目標値（令和12年度）	令和4年度
環境配慮行動を行っている市民割合	48.0%	上がると良い指標	51.1%
本市主催・共催の環境啓発事業回数	38回	38回	27回

ア 市が行う取組み

- (ア) 環境啓発事業の実施
- (イ) 将来を担う次世代の子どもへの環境教育の実施

(2) 限りある資源を有効活用する「循環型社会」

評価指標	基準値	目標値（令和12年度）	令和4年度
家庭系ごみ一人1日当たり排出量	508g	464g	515g
事業系ごみ1日当たり排出量	16.6t	14.3t	15.0t

ア 市が行う取組み

- (ア) ごみの減量化
- (イ) ごみの適正処理
- (ウ) 資源の有効活用

(3) 地球にやさしいエネルギーを利活用する [低炭素社会]

評価指標	基準値	目標値（令和12年度）	令和4年度
省エネルギー等に関する取組みを行っている市民割合	11.2%	上がると良い指標	14.3%
市の事業から排出される温室効果ガス（CO2）排出量	4,315.4 t-CO2	2,918 t-CO2	4,343 t-CO2

ア 市が行う取組み

- (7) 地球にやさしい生活様式の普及啓発
- (イ) 省エネルギー・再生可能エネルギー導入推進
- (ウ) 気候変動への適応

(4) 快適な [生活環境] の維持推進

評価指標	基準値	目標値（令和12年度）	令和4年度
住みよい環境になっていると思う市民割合	63.2%	上がると良い指標	64.5%
公害苦情件数	91件	62件	127件
不法投棄数	278件	235件	273件

ア 市が行う取組み

- (7) 公害への定期的な監視
- (イ) 不法投棄対策の実施

(5) 史跡群と一体となって保全されてきた [自然共生社会] を次世代へ

評価指標	基準値	目標値（令和12年度）	令和4年度
自然環境が適切に保全されていると思う市民割合	54.1%	上がると良い指標	57.1%
自然環境に関するイベント主催・共催数	2件	上がると良い指標	5件

ア 市が行う取組み

- (7) 生き物・生態系の保全
- (イ) 自然環境との共生
- (ウ) 環境を保全する人材の育成